

バリアフリー法建築物移動等円滑化基準チェックリスト

(不特定多数又は主として高齢者、障がい者等が利用する部分の整備基準)

建築物の概要 (特別特定建築物で建築部分の床面積の合計が2,000㎡以上に適用する)

建築主名			建築物の名称			
建築位置	函館市					
工事種別	・ 新築      ・ 増築      ・ 改築      ・ 用途変更					
主要用途			構造	造	階数	地上 階、地下 階
内 訳	用途	階数	対象施設	その他の施設	既存部分	合計
			㎡	㎡	㎡	㎡
			㎡	㎡	㎡	㎡
			㎡	㎡	㎡	㎡
			㎡	㎡	㎡	㎡
延べ床面積			㎡	㎡	㎡	㎡

チェックリスト

施設名	条件	整備基準	設計内容	判定
	(1) 移動等円滑化経路(利用居室から道等、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設に至る経路)	①階段又は段を設けない(設ける場合は傾斜路又は昇降機を併設)	有 ・ 無 (講じた措置)	
1 出入口	(1) 移動等円滑化経路を構成する出入口のそれぞれ1以上	①幅80cm以上	(内法幅) cm	
		②自動扉又は車いす使用者が開閉し易い戸	(開閉方法)	
		③扉の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無	
2 廊下等	1/20≧勾配又は高さ≦16cmで1/12≧勾配の傾斜路除く	①粗面又は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		②階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等に点状ブロック等の敷設 ※1	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm	
	(1) 移動等円滑化経路を構成する廊下等のそれぞれ1以上	①幅120cm以上とし、50m以内ごとに車椅子転回スペースを設ける	(内法幅) cm (転回部) 有 ・ 無	
		②自動扉又は車いす使用者が開閉し易い戸	(開閉方法)	
		③扉の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無	
(2) 案内設備までの経路の1以上 ※1 ※2 ※4	①線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声等の視覚障がい者誘導設備(直進の風除室は免除)	有 ・ 無 (講じた措置)		
3 階段	その踊場を含む	①手摺を設置(踊場を除く)	有 ・ 無	
		②粗面又は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
		④主たる階段は回り段としない	(回り段) 有 ・ 無	
		⑤上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設(段の部分と連続した手摺を設けた場合を除く) ※1	有 ・ 無 (講じた措置)	
4 傾斜路	階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。その踊場を含む	①手摺を設置	有 ・ 無 (勾配) / (高さ) cm	
		②粗面又は滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		③廊下等と識別しやすい色	(講じた措置)	
	1/20≧勾配又は高さ≦16cmで1/12≧勾配の傾斜路除く	④上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設(傾斜の部分と連続した手摺を設けた場合を除く) ※1	有 ・ 無 (講じた措置) (勾配) / (高さ) cm	
		(1) 移動等円滑化経路を構成する傾斜路のそれぞれ1以上	①幅120cm以上(階段併設の場合90cm以上)	(内法幅) cm (階段併設) 有 ・ 無
	②勾配1/12以下(高さ16cm以下は1/8以下)		(勾配) /	
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場	(高さ) cm (踏幅) cm		

施設名	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容 【2/3】	判 定
5 昇降機	(1) 移動等円滑化経路を構成する昇降機及びその乗降ロビーのそれぞれ1以上	①かごは利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止するか	有 ・ 無	
		②出入口幅80cm以上	(内法幅) cm	
		③かごの奥行き135cm以上	(かごの奥行き) cm	
		④乗降ロビー150cm×150cm以上(高低差なし)	(内法寸法) cm×cm (高低差) 有 ・ 無	
		⑤車いす使用者が利用しやすい制御装置	(装置の 高さ) 有 ・ 無 (かご内: cm ロビー内: cm)	
		⑥かご内に停止予定階、現在位置の表示装置	有 ・ 無	
		⑦乗降ロビーにかごの昇降方向の表示装置	有 ・ 無	
		⑧昇降機の存在を示す標識の設置	有 ・ 無	
	不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するもの ※1	⑨かご内に到着階、出入口閉鎖を音声表示装置	有 ・ 無	
		⑩視覚障害者が円滑に操作できる制御装置	かご内: 有 ・ 無 ロビー内: 有 ・ 無	
		⑪かごの昇降方向の音声表示装置	かご内: 有 ・ 無 ロビー内: 有 ・ 無	
	不特定多数の者が利用する床面積が2,000㎡以上に適用	⑫かごの幅140cm以上	(内法幅) cm	
		⑬車いすの転回に支障ないかごの構造	(講じた措置)	
	(2) 特殊な構造又は使用形態の昇降機を設ける場合 ※3 (エレベーターの場合)	①建設省告示第1413号第1第七号の構造方法	(構造方法)	
②かごの幅70cm以上かつ奥行き120cm以上		(幅) cm (奥行き) cm		
③かご内で転回して乗降する場合の構造		(空間) 有 ・ 無		
(エスカレーターの場合)		④建設省告示第1417号第1ただし書の構造方法	(構造方法)	
6 便所	男子用、女子用の区別がある場合は、それぞれ1以上	①車いす使用者用便房を1以上設置	有 ・ 無	
		②高齢者、障害者用の水洗器具を設置した便房	有 ・ 無	
	車椅子使用者用便房の構造	③腰掛便座、手摺等の適切な配置	(手摺等) 有 ・ 無	
		④車いす使用者の利用に十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無	
		⑤車いす使用者用便房がある旨の表示	(標識) 有 ・ 無	
男子用小便器	⑥床置きその他これに類する小便器を1以上設置	(床置き) 有 ・ 無		
7 ホテル又は旅館の客室	客室が50以上の場合 便所の構造 (その階に不特定多数が利用する車いす使用者用便房(男女の区別がある場合はそれぞれ)を設置した便所がある場合は不要)	①車いす使用者用客室を1以上設置	有 ・ 無	
		②車いす使用者用便房の設置	有 ・ 無	
		③出入口幅80cm以上	(内法幅) cm	
		④自動扉又は車いす使用者が開閉し易い戸	(開閉方法)	
		⑤扉の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無	
	(3)浴室又はシャワー室の構造 (その階に不特定多数が利用する車いす使用者用浴室等(男女の区別がある場合はそれぞれ)を設置した場合は不要)	⑥車いす使用者用浴室又はシャワー室の設置	有 ・ 無	
		⑦浴槽、シャワー、手摺等の適切な配置	有 ・ 無	
		⑧車いす使用者の利用に十分な空間の確保	(空間) 有 ・ 無	
		⑨出入口幅80cm以上	(内法幅) cm	
		⑩自動扉又は車いす使用者が開閉し易い戸	(開閉方法)	
		⑪扉の前後に高低差がない(水平)	有 ・ 無	
8 駐車場	車いす使用者用駐車施設の構造	①車いす使用者用駐車施設を1以上設置	(車いす用) 有 ・ 無	
		②幅350cm以上	(幅員) cm	
		③当該部分又はその付近に車いす使用者用の表示	有 ・ 無	
		④利用居室又は建物出入口に近いところに設置	(近い位置) 有 ・ 無	
9 案内設備	(1) 移動円滑化の措置がとられた昇降機、便所、駐車場の配置を示した案内板等	①案内板の設置 (それぞれの施設が容易に視認できる場合を除く)	有 ・ 無 (視認性) 有 ・ 無	
		②案内板の表示等 (点字、文字の浮き彫り、音による案内)	有 ・ 無 (講じた措置)	

施設名	条 件	整 備 基 準	設 計 内 容	判定
10 敷 地 内 の 通 路	段がある場合	①滑りにくい仕上げ	(仕上げ材)	
		②手摺を設置	有 ・ 無	
		③段を識別しやすい色、つまずきにくい構造	(講じた措置)	
	傾斜路	④手摺を設置 (勾配>1/12又は高さ>16cmでかつ勾配>1/20の場合)	有 ・ 無	
			(勾配) / (高さ) cm	
	(1) 移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路のそれぞれ1以上	⑤通路と識別しやすい色	(講じた措置)	
		①幅120cm以上	(幅員) cm	
		②50m以内ごとに車いす転回スペース	(転回部) 有 ・ 無	
		③自動扉又は車いす使用者が開閉し易い戸	(開閉方法)	
	傾斜路 ※特殊な地形の場合の移動等円滑化経路の「道等」は「当該建築物の車寄せ」とする	④扉の前後に高低差がない (水平)	有 ・ 無	
			(内法幅) cm	
		⑤幅120cm以上 (段併設の場合90cm以上)	(段併設) 有 ・ 無	
	⑥勾配1/12以下 (高さ16cm以下は1/8以下)	(勾配) / (高さ) cm		
		⑦高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場 (勾配1/20以下を除く)	(高さ) cm (勾配) / (踏幅) cm	
	(2) 案内設備までの経路 ※4	①線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設又は音声等の誘導設備	有 ・ 無	
(講じた措置)				
②車路に近接する部分に点状ブロック等の敷設		有 ・ 無		
		③段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設 (1/20以下の勾配又は高さが16cm以下で1/12以下の傾斜路、段部分と連続手摺を設けた場合を除く)	有 ・ 無	
(勾配) / (高さ) cm				
(講じた措置)				

※1 自動車の駐車のために供する施設に設けるものを除く

※2 管理者が建物出入口と案内設備を容易に視認でき、道から出入口までが10(2)①～③に適合する場合、出入口から案内設備までの経路整備は不要

※3 国土交通省告示第1492号第一各号いずれかに該当する昇降機に限る

※4 経過措置の間は、案内設備を設ける場合に適用する

注1 移動等円滑化経路：利用居室から道等又は車椅子使用者用便房若しくは車椅子使用者用駐車施設までの経路

注2 利用居室：地上階又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物にあつては地上階にあるものに限る

  ：平成18年12月20日から6ヶ月までの経過措置の間は適用しない